

平成16年第10回県教育委員会会議  
教 育 長 報 告

1 報 告 事 項

子どもの居場所づくり推進事業の取組み状況について

2 事 項 の 説 明

(1) 概要

子どもの居場所づくり推進事業は、様々な体験活動を通して、家庭や学校、地域社会において、子どもの心の拠り所、よさを発揮できる居場所づくりを行う事業であり、施策に位置づけ、全庁体制で取り組んでいる。

全庁体制の取組み

- ①生涯学習振興課、県立学校教育課、義務教育課、保健体育課の25事業の推進
- ②「子どもの居場所づくりワーキングチーム」を設置し、具体的で実効性のある施策の推進。

子どもの居場所づくり推進事業（25事業）・・・別紙

(2) 事業内容

- ① 地域子ども教室推進事業（生涯学習振興課）
- ② 高等学校生徒就学支援センター（県立学校教育課）
- ③ 特別支援教育コーディネーター養成事業（県立学校教育課）
- ④ 生徒のやる気支援事業（義務教育課）
- ⑤ 学校・地域保健連携推進事業（保健体育課）

# 「子どもの居場所づくり推進」(教育委員会全対象事業)

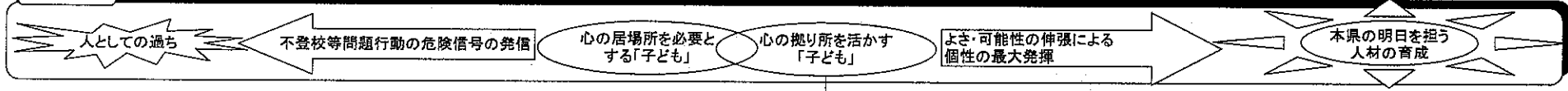
～県教育委員会の力を総合し、居場所(心の拠り所)のない子どもゼロを目指す～

新規事業(7事業)、拡充事業(3事業)、継続事業(13事業)、新規委嘱事業(2事業) 全25事業  
 (58,470千円) (161,779千円) (78,063千円) (144,711千円) (443,023千円)  
 (除く委嘱事業298,312千円)

## 趣旨

県教育委員会は、教育行政の立場から、学校教育の「場」、家庭教育の「場」、地域(社会)教育の「場」に子どもたちの心の拠り所となるべく居場所を作るための施策を展開する。

## 背景



### 8事業(217,119千円)

地域社会での「居場所」  
 ～体験活動を充実することで地域に子どもたちの居場所をつくる～

- 生徒のやる気支援事業(新規) 県立
- 生徒のやる気支援事業(新規) 義務
- 夢にチャレンジ社会体験(継続) 義務
- 豊かな体験活動推進事業(継続) 義務
- 青少年の体験活動推進事業(継続) 学振
- 問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくり事業(新規) 学振
- 地域子ども教室推進事業(新規委嘱) 学振
- 問題行動に対する地域における行動連携推進事業(新規委嘱) 義務

### 13事業(197,024千円)

学校の「居場所」  
 ～生徒への指導を充実し学校での子ども居場所をつくる～

- 相談体制の整備
- 沖縄県スクールリングサポートネットワーク整備事業(継続) 義務
  - 子どもと親の相談員の配置(新規) 義務
  - スクールカウンセラー配置増員(拡充) 県立
  - スクールカウンセラー配置事業(拡充) 義務
  - 高等学校生徒就学支援センター(新規) 県立
  - 学校・地域保健連携推進事業(新規) 保体
  - 生徒指導総合連携推進(継続) 義務
  - 生徒指導主事加配(継続) 義務
  - 児童生徒支援者配置(継続) 義務
  - 児童生徒支援教育コーディネーター養成事業(新規) 県立・特殊
  - 特別支援教育コーディネーター養成事業(継続) 県立・特殊
  - 中途退学対策加配(継続) 県立
  - 生き生き運動部活動推進事業(継続) 保体

### 4事業(28,880千円)

家庭での「居場所」  
 ～家庭教育への支援を進め家庭に子どもの居場所をつくる～

- 相談体制の整備
- 家庭訪問巡回教育相談事業(拡充) 義務
  - 親子電話相談事業(継続) 学振
  - 巡回相談・子育てゼミ 学振
  - 家庭教育支援会議研修会 学振
  - 家庭教育支援充実事業(継続) 学振

## 期待される効果

問題行動等を示す児童・生徒の学校復帰による不登校児の減少  
 子どもたちの可能性の伸張による「個性」の最大発揮(明日の沖縄を担う人材の育成)  
 「地域の子どもは地域で育てる」との意識の醸成、地域教育力の活性化

## 「地域子ども教室推進事業」

### (1) 事業内容

「子どもの居場所づくり推進事業」の一つである「地域子ども教室推進事業」は、文部科学省の委託を受け、3年計画で実施する。

現在、県内36市町村実行委員会、178カ所で実施されており、地域の大人が子どもの指導にあっている。

### ●特色ある活動事例（北谷町地域子ども教室事業）として

- ①講座名：スケボースクール
- ②ねらい：スケボーを通して、語学、企画力、コミュニケーション能力、リーダーシップ力などを育てる
- ③対象：小学高学年～中学生  
スケートボード、BMX、インラインスケート等に興味のある方
- ④運営：中学生をプロジェクトリーダーとし、チームで学びながら、環境美化とスケボーのイベントも企画する。又、スケボーを通し国際交流もする。  
\*馬場公園の利用者は外国人が多い。
- ⑤ボランティア：プロのスケーター、ショップ、外国人ボランティアで運営する。
- ⑥内容：スケボーの練習、国際交流、イベント企画、基地内フィールドツアー、クリーンアップ活動をする。

\*別紙（スケボースクール スケジュール）

## 第1期 スケボースクール スケジュール

カリキュラム内容は、スケボー環境デザイナーという会社を設立し、そこで役割(社長、営業、デザイナー、経理等)に応じプロジェクト実施していく子ども達はスケボーを通し、語学と社会起業家に必要な資質(企画力、問題解決能力、決断力、判断力、コミュニケーション力、リーダーシップ力)を学ぶ。

NO	日程	曜日	時間	時間数	内容	備考
1	7月3日	土	13:00-17:00	4	入学式／自己紹介／チームビルディングワークショップ	ニライセンター
2	7月8日	木	16:00-18:00	2	思考力・発想力／スケボー体験、ルール説明、講師紹介	馬場公園
	7月10日	土	16:00-18:00	2	スケボーの技術を習得:ジャンプ、オーリ、マニュアル、チクタク	馬場公園
3	7月15日	木	16:00-18:00	2	スケボーの技術を習得:ジャンプ、オーリ、マニュアル、チクタク	馬場公園
	7月17日	土	16:00-18:00	2	スケボーの技術を習得:ジャンプ、オーリ、マニュアル、チクタク	馬場公園
4	7月22日	木	16:00-18:00	2	スケボーの技術を習得:ジャンプ、オーリ、マニュアル、チクタク	馬場公園
	7月24日	土	16:00-18:00	2	スケボーの技術を習得:ジャンプ、オーリ、マニュアル、チクタク	馬場公園
5	7月29日	木	16:00-18:00	2	スケボーの技術を習得:ジャンプ、オーリ、マニュアル、チクタク	馬場公園
	7月31日	土	16:00-18:00	4	基地内スケボーフィールドトリップ／平和学習と兼ねた国際交流	馬場公園
6	8月5日	木	16:00-18:00	2	スケボーの技術を習得:カーブトリック、フリップ、ショービット、181	馬場公園
	8月7日	土	16:00-18:00	2	スケボーの技術を習得:カーブトリック、フリップ、ショービット、181	馬場公園
7	8月12日	木	16:00-18:00	2	スケボーの技術を習得／ゲスト:フリップ、360°キックフリップ／180フリップ	馬場公園
8	8月14日	土	10:00-14:00	4	スケボー国際交流大会&スカベンジャークリーンアップ(地域清掃、美化活動)	馬場公園
	8月19日	木	16:00-18:00	2	スケボーの技術を習得／ゲスト:フリップ、360°キックフリップ／180フリップ	馬場公園
	8月21日	土	16:00-18:00	2	スケボーの技術を習得／ゲスト:フリップ、360°キックフリップ／180フリップ	馬場公園
9	8月26日	木	16:00-18:00	2	ポートフォリオづくり(活動実績を報告する。)	砂辺自治会予定
	8月28日	土	16:00-18:00	2	プロスケーターと交流	馬場公園
	9月4日	土	16:00-18:00	2	プロスケーターと交流	馬場公園
10	9月2日	木	16:00-18:00	2	スケボーの技術を習得／ゲスト:フリップ、360°キックフリップ／180フリップ	馬場公園
	9月11日	土	16:00-18:00	2	砂辺区の方へのスケボーコーチ&交流会、テスト	馬場公園
11	9月18日	土	13:00-15:00	2	卒業式／評価してもらおう／シェアリング	ニライセンター
	合計(時間数)			48		

## 地域子ども教室推進事業資料

## 1 実施活動例

## (1) 学校施設

- ①パソコン教室
- ②英会話教室
- ③書道教室
- ④読み聞かせ教室 (絵本の読み聞かせ、名作童話シアター)
- ⑤伝統芸能 (エイサー、三線、太鼓教室)
- ⑥工作教室
- ⑦昔遊び教室
- ⑧音楽関係 (ジュニア音楽教室)
- ⑨スポーツ教室 (ミニバスケットボール、バレーボール、サッカー、バドミントン、剣道等)
- ⑩ボランティア等奉仕活動 (地域クリーン活動、高齢者との交流活動)
- ⑪地域行事への参加 (ハーリー、大綱曳き等)

## (2) 社会教育施設 (市町村立公民館、字公民館、図書館、博物館、文化会館、運動公園等)

- ①工作教室 (トールペイント、料理、手芸、年賀状づくり、方言カルタ等)
- ②自然観察教室 (動植物観察、海岸の生き物観察等)
- ③農業生産活動
- ④夏休み企画 (紙粘土、押し花、民具、手芸、陶芸等)
- ⑤囲碁、将棋教室
- ⑥ダンス教室 (子どもダンス、演劇・演出活動)
- ⑦文化関係 (子どもパソコン先生養成教室、地域太鼓子ども指導者養成教室)
- ⑧スポーツ (剣道、陸上、水泳、ライフセービング、ストレッチ等)
- ⑨ボランティア等奉仕活動 (地域清掃活動)

## 2 実施方法例

## (1) 学校施設

## ①エイサー教室

活動場所：中学校体育館

活動日：毎週木曜日 (午後7時～9時)

参加対象：小学生～中学生 (約30人)

内容：太鼓サークルのエイサーで子ども向けにアレンジしたものを、小中学生が練習し、地域まつりや学校行事等で演舞する。練習を通して、子ども達と保護者、地域住民との交流を行い、子ども達の居場所づくりを推進するとともに、郷土文化への理解を深め、親しむ心などを育成する。

スタッフ：保護者、PTAスタッフ、太鼓サークル指導者

## ②地域環境学習教室

活動場所：小学校地域交流室

活動日：土日 (午後)

参加対象：小学生、保護者

内容：学校の総合的な学習の時間でも行っている地域環境学習を、土日にPTAが中心になって、子ども達と親とで活動を行う。学校内に設置されたピオトープ施設等を活用し、環境学習を行い、保護者との交流、地域環境への気づき等で子どもの居場所づくりを進める。

## ③ミニバスケットボール教室

活動場所：小学校体育館

活動日：月・水 (午後5時～6時30分)

参加対象：小学校5、6年生

内容：地域でバスケットボールを行っている人材を活用し、ミニバスケットボールの指導に当たらせ、スポーツを通じた子どもの居場所づくりを推進するとともに、保護者や地域住民との交流、あいさつ等の礼儀、ルールの遵守、仲間との協力等、子ども達の健全育成活動につなげる。

スタッフ：バスケットボール愛好者、地域住民、保護者

## (2) 社会教育施設

## ①地域伝統芸能教室

活動場所：字公民館

活動日：土曜日 (午後2時～5時)

参加対象：小中学生

内容：地域に伝わる伝統芸能を、地域保存会の会員が小中学生に教えることを通して、公民館の活用や地域住民とのふれあい、地域伝統芸能への理解の促進等で子どもの居場所づくりを推進する。

スタッフ：字伝統芸能保存会、地域住民、保護者

## ②文化会館子ども教室

活動場所：市立文化会館

活動日：日曜日、月曜日 (放課後)

参加対象：地域人材を活用して、子ども囲碁・将棋教室 (夏休み)、子どもダンス教室、リサイクル、紙芝居教室等を行い子どもの居場所づくりを進める。

スタッフ：地域サークル、地域住民、保護者、文化会館職員等

☆各市町村ごとの実施場所については、「美ら島沖縄7月号」で広報予定。

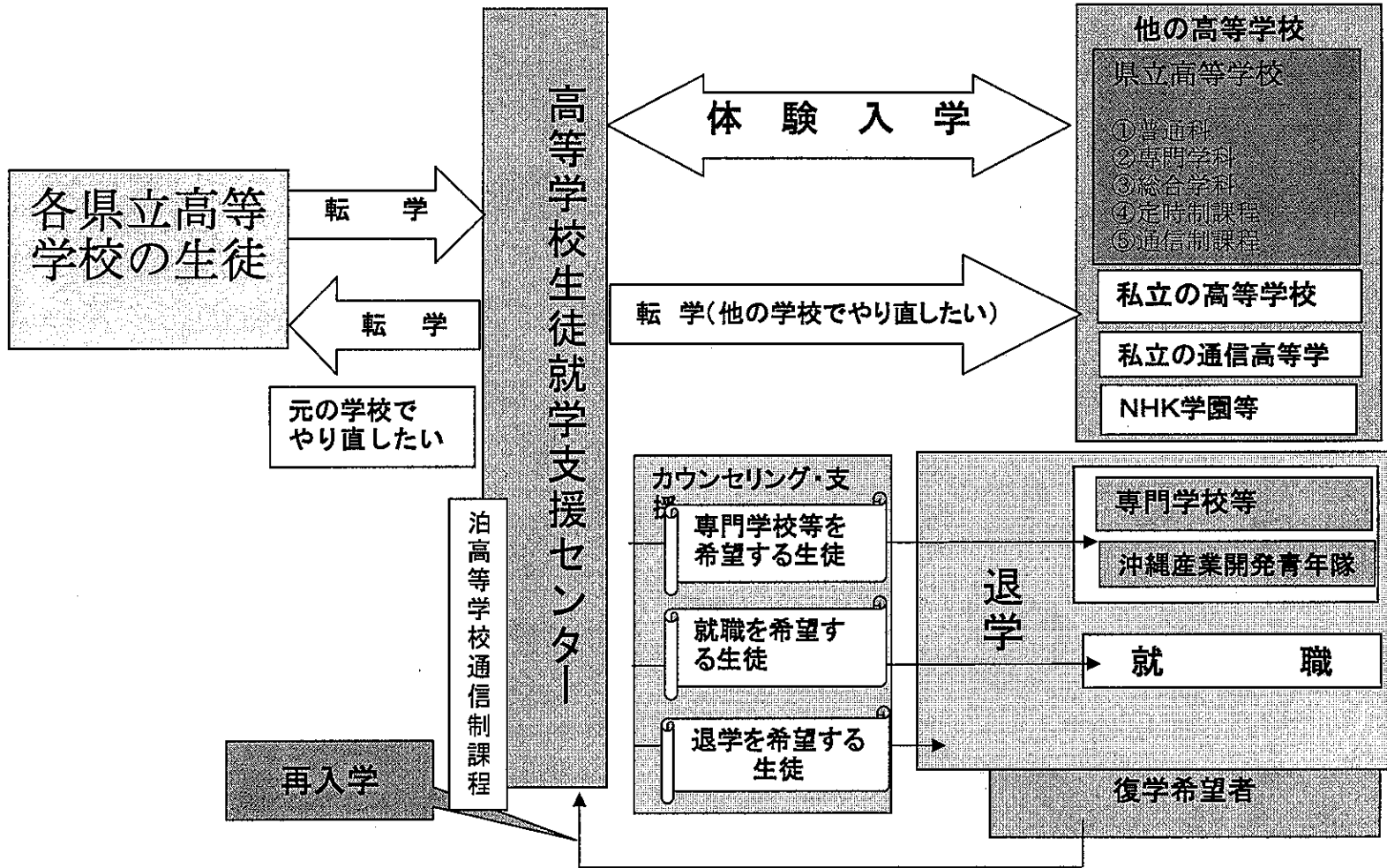
## 子ども教室実施予定市町村(36市町村)及び実施場所(178カ所) (予算199,044千円)

地区	市町村名	数	予算(千円)	子ども教室場所
国頭 9市町村 (35カ所)	名護市	7	(7,980)	名護小、大北小、東江小、名護中、大宮中、東江中、屋部中
	大宜味村	4		喜如嘉小、塩屋小、大宜味小、津波小
	東村	4	(3,570)	東小、有銘小、中央公民館、社会福祉協議会
	今帰仁村	4	(2,580)	今帰仁小、今帰仁中、中央公民館、村運動公園
	本部町	3	(5,259)	本部小、町立図書館、町立博物館
	金武町	1	(2,203)	中央公民館
	伊江村	3	(1,387)	B&G海洋センター、西小、改善センター
	伊是名村	7	(1,722)	伊是名小、伊是名公民館、仲田公民館、内花公民館、諸見交流センター、勢理公民館、産業支援センター
	伊平屋村	2	(4,008)	伊平屋小、離島振興センター
中頭 12市町村 (72カ所)	沖縄市	25	(33,590)	室川小、中の町小、美原小、宮里小、泡瀬小、越来小、高原小、北美小、安慶田中、沖縄市青少年センター、比屋根公民館、古謝自治会津嘉山集会所、銀天街ゆらていく館、県営古謝団地集会所、城前公民館、山里自治会館、登川自治会、八重島公民館、池原公民館、諸見里自治会館、久保田公民館、泡瀬公民館、沖縄子どもの国、高原自治会館、越来公民館
	具志川市	13	(17,724)	高江洲小、具志川小、兼原小、天願小、あげな小、赤道小、川崎小、中原小、田場小、あげな中、具志川中、具志川東中、高江洲中
	宜野湾市	11	(7,125)	嘉数小、大謝名小、宜野湾小、真志喜中、嘉数中、真志喜公民館、普天間3区公民館、我如古公民館、赤道児童センター、青少年ホーム、市役所
	石川市	1	(1,208)	石川中
	勝連町	5	(2,495)	平敷屋小、津堅小・中、比嘉小・浜中、南原小、勝連小
	与那城町	2	(1,916)	与那城小、宮城児童館
	嘉手納町	3	(2,682)	嘉手納小、屋良小、嘉手納中
	北谷町	2	(1,975)	馬場公園、ちゃたんニライセンター
	読谷村	3	(2,724)	古堅南小、読谷中、古堅中
	北中城村	1	(1,541)	中央公民館
	中城村	3	(1,361)	津覇小、中城小、吉の浦会館
	西原町	3	(4,067)	中央公民館、西原南小、西原東中
那覇 2市 (27カ所)	浦添市	6	(7,852)	ハーモニーセンター、内間小、浦添小、宮城小、当山小、港川小
	那覇市	21	(29,899)	開南小、仲井真小、真嘉比小、城南小、大名小、小禄南小、金城小、さつき小、高良小、天妃小、識名小、石嶺小、古蔵小、小禄小、宇栄原小、上山中、首里中、松島中、首里公民館、若狭公民館、安里会館
島尻 9市町村 (20カ所)	豊見城市	2	(1,677)	中央公民館、真嘉部コミュニティセンター
	糸満市	4	(4,352)	米須小、光洋小、がじゅまる児童センター、西崎太陽児童センター
	南風原町	4	(4,172)	南風原小、津嘉山小、北丘小、翔南小
	佐敷町	2	(2,396)	佐敷小、馬天小
	与那原町	1	(984)	与那原小
	知念村	1	(1,452)	中央公民館
	大里村	2	(1,972)	大里南小、大里北小
	玉城村	2	(1,606)	親慶原区グラウンド、垣花構造改善センター
座間味村	2	(1,331)	座間味コミュニティセンター、阿嘉離島振興総合センター	
宮古 2市町 (7カ所)	平良市	5	(5,531)	平良第一小、北小、中央公民館、久松地区公民館、西原地区公民館
	伊良部町	2	(2,696)	佐良浜小、中央公民館
八重山 2市町 (7カ所)	石垣市	6	(7,922)	石垣小、登野城小、吉原小、八島小、平得公民館、文化会館
	与那国町	1	(1,620)	中央公民館
県立施設 (9カ所)	名護青年の家(582)、糸満青年の家(902)、石川少年自然の家(643)、玉城少年自然の家(1,525)、宮古少年自然の家(1,383)、石垣少年自然の家(1,217)、県立図書館本館(1,250)、県立図書館宮古分館(182)、県立図書館八重山分館(484)			

# 高等学校生徒就学支援センターの概要

## 目的

退学を希望している生徒や退学になる生徒等を受け入れ、カウンセリングや進路・就学相談を行いそれぞれの生徒に合った学校や進路などを見つけさせるなど、生徒の就学する意欲を支援する。



# 沖縄県立泊高等学校通信制課程 高等学校生徒就学支援センター設置要項

平成15年9月24日教育長決裁

## (名称)

第1条 本センターは「高等学校生徒就学支援センター」（以下「支援センター」という）と称する。

## (目的)

第2条 高等学校での就学を続けることに悩んでいる生徒に対して、高等学校に再度就学等をする意欲や意思を育て、再挑戦のチャンスを用意し、希望すればいつでも学校に戻れるようなシステムを作ることを目的とする。

## (設置場所)

第3条 支援センターは、沖縄県立泊高等学校通信制課程に置くものとする。

## (業務内容)

第4条 支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県立高等学校の在学者で、支援センターに転学を希望する生徒を受け入れる。
- (2) 在学者一人一人の指導・支援カルテを作成する。
- (3) 面談や電話連絡、家庭訪問等を行い、カウンセリングを行う。
- (4) 在学者の各高等学校へ体験入学を実施し、転学できるよう支援する。
- (5) 専門学校等への転学アドバイス、就職等勤労への就職指導等を行う。

## (組織)

第5条 支援センターは、沖縄県立泊高等学校通信制課程の校長、副校長、教頭、教諭、事務職員等で組織する。

## (転学してきた生徒の学籍)

第6条 支援センターに転学してきた生徒は、沖縄県立泊高等学校通信制課程に在籍する。

## (補足)

第7条 この設置要項に定めるもののほか、必要な事項は、校長が定める。

## 付則

この設置要項は、平成15年10月1日から施行する。



高等学校就学支援センターの現状と課題

16.5.17 作成

1. 現状について

(1) 在籍者数について (平成16年5月1日現在)

	年齢別入学者							年度別入学者数		
	16歳	17歳	18歳	19歳	20～24歳	25～29歳	計	平成15年度入学者	平成16年度入学者	計
男	35	48	47	11	20	1	162	122	79	201
女	28	26	22	6	7	1	90	63	40	103
計	63	74	69	17	27	2	252	185	119	304

(2) 入学者数と転出者数

受入数 計 304名  
 転出者数 52名  
 在籍者数 252名

(3) 転出者の内訳 (復学、転学、再受験等)

- ・前籍校への復学 4名 (宜野湾2 美工1 北工1)
  - ・泊高校午前部へ 7名
  - ・泊高校夜間部へ 2名
  - ・泊高校通信部へ 16名
  - ・定時制高校へ 10名 (沖工2 コザ2 那工3 那商3)
  - ・青年開発対へ 1名
  - ・八州学園国際高等学校 1名
  - ・全日制高校へ 11名 (小祿1 中商1 豊見城1 南工1 北工1  
 美里1 宜野湾1 北谷1 真和志2 沖水1)
- 計 52名

(4) その他

- ・前籍校への復学が受け付けられなかった生徒数 3名
- ・転出照会を出したが、転学できなかった生徒数 7名
- ・転学試験を受け不合格になった生徒数 6名

2 支援センターの課題について

- (1) 支援センターの内規整備について
- (2) 支援センター職員について
- (3) 支援センター生徒の指導について
- (4) 支援センターの役割について
- (5) その他

## 特別支援教育コーディネーター養成研修（新規事業）について

県立学校教育課

◆平成16年6月3日付「特別支援教育コーディネーター養成研修実施要項」を策定。

### 1 公立小学校、中学校を対象

#### (1) 対象者

- ・公立小学校、中学校で特別支援教育コーディネーターに指名された者又はその役割を担う者（各校1名）
- ・併置校においては、小、中学校いずれか1名とする。
- ・分校は、本研修の対象としない。

	国頭教育事務所	中頭教育事務所	那覇教育事務所	島尻教育事務所	宮古教育事務所	八重山教育事務所
参加対象者数	71	100	79	60	38	44

(人)

#### (2) 研修開催日時

	国頭教育事務所	中頭教育事務所	那覇教育事務所	島尻教育事務所	宮古教育事務所	八重山教育事務所
第1日目 午後2時～午後5時	7月30日	8月2日	8月16日	8月17日	6月16日	6月14日
第2日目 午後2時～午後5時	8月13日	8月9日	8月26日	8月18日	9月2日	9月3日
第3日目 午後2時～午後5時	8月23日	9月24日	9月6日	9月21日	9月14日	9月15日

#### (3) 会場

各地区教育事務所 研修（会議）室

#### (4) 研修内容

	形態	研修内容	講師等
第1日目	講義	「特別支援教育に期待されるもの」	大城正大 みのり幼稚園園長
	講義	「LD、ADHD、高機能自閉症のある子ども達とは」	平田永哲 琉球大学教育学部名誉教授
第2日目	研究協議	「事例研究－具体的事例を通して－」	玉城弘美 那覇市青少年センター相談係長
	講義	「望まれる校内支援体制とは」	崎浜朋子 沖縄市美原小学校教諭
第3日目	講義	「保護者、担任、関係機関をつなぐためのコーディネート の在り方」	玉城弘美 那覇市青少年センター相談係長
	講義	「地域支援ネットワークを考える」	大城貴子 沖縄小児発達センター言語聴覚士

### 2 進捗状況

#### (1) 実施した研修

平成16年6月14日（月） 宮古地区第1回 公立小学校、中学校対象  
平成16年6月15日（火） 八重山地区第1回 公立小学校、中学校対象

#### (2) 特別支援教育巡回アドバイザー

国頭地区、中頭地区、那覇地区、島尻地区において現在各3名、宮古地区、八重山地区において各1名を選出中（交渉中）

### 3 盲・聾・養護学校を対象

#### (1) 対象者

- ・各校の特別支援教育コーディネーター3名 計42名  
 (宮古養護学校、八重山養護学校の特別支援教育コーディネーターは、各教育事務所で行われる小学校、中学校の特別支援教育コーディネーター養成研修に参加する。)

#### (2) 日 時

第1日目	8月 25日 (火)	午後2時～午後5時
第2日目	8月 27日 (月)	午後2時～午後5時
第3日目	9月 7日 (火)	午後2時～午後5時

#### (3) 会 場

県立総合教育センター特殊教育棟 第1プレイルーム  
 (沖縄市与儀587 電話098-933-7555)

#### (4) 研修内容

	形態	研修内容	講師等
第1日目	講義	「盲・聾・養護学校のセンター的機能を果たすための教育相談の在り方」	伊江朝勇 前大平養護学校長
	講義	「軽度発達障害の理解と対応」	平田永哲 琉球大学教育学部名誉教授
第2日目	講義	「発達障害のアセスメント」	玉城弘美 那覇市青少年センター相談係長
	講義	「心理検査演習 (WISC-III等)」	大城貴子 沖縄小児発達センター言語聴覚士
第3日目	講義	「LD、ADHD等の個別の指導計画の作成」	崎浜朋子 沖縄市立美原小学校教諭
	事例研究	「特別支援教育コーディネーターの取り組みの実際」	城間園子 県立島尻養護学校教諭

# 特別支援教育コーディネーター養成事業実施要項

平成16年 6月 3日  
沖縄県教育委員会教育長決裁

## I 趣 旨

文部科学省は、特殊教育を受けている児童生徒に加えて通常学級に在籍している学習障害、注意欠陥多動性障害等のある児童生徒への支援をめざす「特別支援教育」へ転換を図るために、平成19年度までに、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒等を支援するとともに学校全体での特別な教育的支援をコーディネートする教員（以下「特別支援教育コーディネーター」という。）の位置づけと「校内委員会」の設置等の支援体制を構築する方針を示している。

そこで、本事業は、特別支援教育コーディネーターが障害のある児童生徒の支援のために、校内の支援体制の調整役、外部の関係機関との橋渡し役としての役割を果たせるための養成研修を行うとともに、専門的見地から特別支援教育コーディネーターの相談に応じ、適切な指導を行う役割を担う特別支援教育巡回アドバイザー（以下「巡回アドバイザー」という。）を派遣し、サポート体制を整備することに資する。

## II 事業の主体

沖縄県教育委員会

## III 事業の実施内容

### 1 特別支援教育コーディネーター養成研修

#### (1) 目的

公立小学校、中学校において指名された特別支援教育コーディネーターとしての資質及び指導力の向上を図る。

併せて、盲・聾・養護学校において指名された特別支援教育コーディネーター及びその役割を担う者は、地域のセンター的役割機能の充実に向けて、特別支援教育コーディネーターとしての資質及び指導力の向上を図る。

#### (2) 対象

①公立小学校・中学校で指名されている特別支援教育コーディネーター

平成16年度：全公立小学校、中学校（各校1名）

（分校を除き、併置校は小・中学校のいずれかで指名された者）

平成17年度～平成19年度：新任特別支援教育コーディネーターを対象

②盲・聾・養護学校で特別支援教育コーディネーターに指名された者及びその役割を担う者

平成16年度～平成19年度：盲・聾・養護学校（各校3名）

#### (3) 研修方法

①各教育事務所管内の小学校、中学校で指名された特別支援教育コーディネーターは、各教育事務所において研修を行う。

②盲・聾・養護学校は、県立総合教育センターにて研修を行い、特殊教育課の長期研修生等の参加も認める。また、県立宮古養護学校及び八重山養護学校の研修対象者は、各教育事務所で開催される研修に参加するものとする。

#### (4) 研修実施時期

①原則として毎年5月～夏期休業中に実施し、3日間実施する。

②盲・聾・養護学校においては、県立総合教育センター特殊教育課の長期研修講座と同時開催できるものとする。

#### (5) 研修内容

特別支援教育に関する講義及び研究協議等

## 2 巡回アドバイザーの派遣

### (1) 目的

特別支援教育コーディネーターをサポートするために、巡回アドバイザーを委嘱し、公立小学校・中学校等の特別支援教育コーディネーターの要請に応じて、具体的な指導内容・方法等の相談を行う。

### (2) 巡回アドバイザーの委嘱

巡回アドバイザーは、次に掲げる者のうちから沖縄県教育長が委嘱又は任命する。

- ① 学識経験者
- ② 学校関係者
- ③ その他、教育長が必要と認める者

### (3) 巡回アドバイザーの任期

巡回アドバイザーの任期は、1年とする。ただし、補欠の巡回アドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。また、巡回アドバイザーは、再任されることができる。

### (4) 実施方法

- ① 各小学校、中学校は、別添様式1を市町村教育委員会へ提出する。
- ② 市町村教育委員会は、各校からの要請を別添様式2にまとめ教育事務所長あて派遣を要請する。
- ③ 教育事務所は、管内の市町村教育委員会から提出された要請計画をもとに巡回アドバイザーの派遣計画を巡回アドバイザーと調整の上、別添様式3により巡回アドバイザーあて派遣依頼を行う。
- ④ 依頼を受けた巡回アドバイザーは、計画に従い、巡回を行い、速やかに教育事務所への報告として様式4を教育事務所長あて提出する。

※ 計画に基づく派遣要請の他に必要に応じて臨時に要請することも可能とする。その際、各小学校、中学校から派遣要請を受けた各市町村教育委員会は、管轄する教育事務所へ派遣要請手続きを行い、教育事務所が巡回アドバイザーへ派遣依頼を行う。依頼を受けた巡回アドバイザーは、要請のあった学校へ巡回相談を行う。

### (5) 巡回アドバイザーの地区毎の割当人数

巡回アドバイザーを、国頭教育事務所管内、中頭教育事務所管内、那覇教育事務所管内、島尻教育事務所管内にそれぞれ3名位置づけ、宮古教育事務所管内及び八重山教育事務所管内には各1名を位置づけ、総計14名を配置する。

### (6) 派遣に係る経費

派遣に係る経費は、教育事務所から実績報告を受けて県立学校教育課が支出する。

## IV 事業実施期間

事業の実施期間は、平成16年度から平成19年度までの4か年とする。

## V 経費

県教育委員会は、予算の範囲内で事業の実施に要する経費を支出する。

## VI その他

- 1 本事業等を通して、すべての公立小・中学校及び県立盲・聾・養護学校においてLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒への教育支援体制整備を目指すものであり、整備に当たっては、平成16年1月に文部科学省が公表した「小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を参考にする。
- 2 本事業を進めるに当たっては、県教育庁義務教育課及び県立総合教育センター特殊教育課と連携を図りながら行うこととする。

# 「今後の特別支援教育の在り方について」(最終報告)及び対応した施策の概要

## 現状

障害の種類・程度等に応じて、盲・聾・養護学校、特殊学級等にて指導

### 盲・聾・養護学校

- 児童生徒数(義務段階)H14 51,146人
- 在籍率 H5 0.369% → H14 0.458%

### 特殊学級

- 児童生徒数 H14 81,827人
- 在籍率 H5 0.507% → H14 0.733%

### 通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒がほとんどの授業を通常の学級で受けつつ障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態

- 在籍率 H5 0.090% → H14 0.285%

### 通常の学級に在籍するLD、ADHD等の児童生徒

通常の学級に在籍するLD、ADHD等の児童生徒については、近年、指導上の課題とともに、二次障害や不登校等との関連も指摘されている。

### 教員の専門性

特殊教育免許状については、特殊学校で半程度度の保有率で専門性が十分とはいえない状況。  
特殊学級担当教員など小・中学校における専門性の向上も課題。



## 児童生徒の変化

- ①特殊教育の対象となる児童生徒数の増加  
H5 0.965% → H14 1.477%
- ②児童生徒の障害の多様化、複雑化

## より専門的な知識・経験の必要性

- ①学校外部の専門家・機関との連携
- ②個々の教員の専門的能力の強化

## 行財政の変化

- ①地方分権の進展
- ②規制緩和など行財政改革の推進

## 「今後の特別支援教育の在り方について」

(平成15年3月  
調査研究協力者会議・最終報告)

障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図る。

### 学校における特別支援教育体制の整備

- 「個別的教育支援計画」の作成  
障害のある子どもを生涯にわたって支援する観点から、関係者・機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うための計画
- 特別支援教育コーディネーターの指名  
校内及び関係者、関係機関との連絡調整あるいは保護者に対する学校の窓口を担う者
- 特別支援教育に関する校内委員会の設置

### 教育委員会における体制の整備

- 広域的な特別支援教育に関する連携協議会の仕組み
- 専門家等による教育相談・巡回指導

### 特別支援教育に関する制度的な見直し

- ①盲・聾・養護学校制度の見直し
- ②小・中学校の特殊学級の在り方
- ③教員免許制度の見直し など



## 「最終報告」に対応した取組

### 制度を支える施策等

厚生労働省等とも連携しつつ、以下の施策等を推進

### 特別支援教育推進体制モデル事業

- LD、ADHD、高機能自閉症のある児童生徒を含む障害のある児童生徒に対する、関係機関と連携した総合的な教育支援体制の整備を図る  
(平成15年度より47都道府県で実施中)

### LD等ガイドライン

- 「LD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制整備のためのガイドライン(試案)」(H.16年1月公表)
- 「地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン」(策定中)。

### 研究・研修

- 独立行政法人国立特殊教育総合研究所における研究・研修等の充実
  - ・特別支援教育コーディネーター指導者養成研修
  - ・LD、ADHDや自閉症に関する研究 など
- 都道府県における特別支援教育コーディネーター養成研修の実施

### 制度的な見直しの検討

# 特別支援教育コーディネーター養成事業

(県単:4,975千円)

県立学校教育課

## 現状:

文部科学省は、特殊教育を受けている児童生徒に加えて通常学級に在籍している学習障害、注意欠陥多動性障害等のある児童生徒への支援をめざす「特別支援教育」へ転換を図るために、平成19年度までに「特別支援教育コーディネーター」の位置づけと「校内委員会」の設置等の支援体制を構築する方針を示している。

本県では、平成15年度より文部科学省の委嘱事業を受け、宜野湾市を推進地域に指定し、特別支援教育推進体制モデル事業を展開しているが、平成19年度までに全県において特別支援教育の推進と体制整備が求められている。

## 事業の目的:

この事業は、「特別支援教育コーディネーター」が障害のある児童生徒の支援のために、校内の支援体制の調整役、外部の関係機関との橋渡し役としての役割を果たせるための養成研修を行う。

専門的見地からコーディネーターの相談に応じ、適切な指導を行う役割を担う「特別支援教育巡回相談員」を派遣し、サポート体制を整備すること。

## 特別支援教育コーディネーター養成事業の内容

「特別支援教育コーディネーター」(養成研修対象者)

小学校・中学校: 393校 (計: 393名)

特殊教育諸学校: 16校 (計: 48名)

国頭教育事務所

対象: 72名

中頭教育事務所

対象: 100名

那覇教育事務所

対象: 79名

### ①特別支援教育コーディネーター養成研修

各学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、各教育事務所において、3日間の養成研修を実施する。

特殊教育諸学校

対象: 48名

島尻教育事務所

対象: 60名

宮古教育事務所

対象: 38名

八重山教育事務所

対象: 44名

### ②特別支援教育巡回相談員の派遣(計14名)

教育・心理等の専門家を巡回相談員に委嘱し、各学校のニーズに応じてコーディネーターの相談、指導等の支援にあたる。

巡回相談  
各学校を

**事業の効果:**各学校における学習障害等の障害のある児童生徒を適切に支援するための校内支援体制の構築が図られ、特別支援教育の推進に資することができる。

生徒のやる気支援コーディネーター委嘱後の状況。

生徒のやる気支援コーディネーターの趣旨

○不登校生徒等の社会的自立をねらい、趣味・特技を生かした日常的な社会体験活動を実施し、地域の大人との心のつながりを深め、生徒のやる気をおこさせるため、学校に地域とのパイプ役としてコーディネーターを配置するものである。



生徒のやる気支援コーディネーターを配置状況

○県内6地区、9市町、9中学校、9名を配置している。(5月14日)

学校名	氏名	年齢	学校名	氏名	年齢
名護市立大宮中	平良隆志	60	豊見城市立伊良波中	与那城武一	25
沖縄市立コザ中	真島長治	65	与那原町立与那原中	垣花健吾	23
宜野湾市立宜野湾中	仲村春盛	61	平良市立平良中	松長浩之	37
浦添市立仲西中	新盛 勇	65	石垣市立石垣第二中	岡田啓子	49
那覇市立上山中	田端静夫	49			



各地区の委嘱後の状況

○6月24日現在、県全体で、18名の生徒へのかかわりを持ち始めている。

地区名	状況等
国頭	月1回の連絡協議会。3名に対応。最重要生徒にはスポーツ交流予定。
中頭	宜野湾市4学校訪問。沖縄市3中学校へ拡大。生徒へは未対応。コーディネーターが事業所の開拓にあたっている。
那覇	関係機関等と連絡。3名に対応。「宮城が原」児童センターと連絡取った。
島尻	連絡協議会実施。3名に対応。学習支援を行っている。他、5名検討。
宮古	家庭訪問重視。3名に対応。午前中登校が見られるようになった。
八重山	校内体制確立、地域新聞広報。6名対応。家庭訪問、社協、自動車修理工場、福祉ボランティア等検討中。



効果

生徒のやる気支援コーディネーターは、学校や関係機関との連携のもと、18名の生徒へのかかわりを持ち始めている。とりわけ八重山地区においては、午前中の登校が可能になるなど、家庭訪問や学習支援等を通じた活動の効果が見られる。



今後の対応について

- 毎月1回程度の情報報告(追記型の様式)を求めて、個々の生徒の変容を把握する。
- 各教育事務所で、連絡協議会が開催できるよう、予算を配分する。
- 9～10月に、本庁での連絡協議会を開催し、各地区の状況報告及び課題等の協議を行う。
- 年度末に実施報告書の提出を求め、事業の成果と課題を把握し、次年度に生かす。



## 学校・地域保健連携推進事業連絡協議会設置要綱

平成16年5月31日  
教育長決裁

### (設置)

第1条 児童生徒の健康問題の対応及び健康教育の充実を図り、関係機関との連携を密にして本事業の円滑な運営に資するため、学校・地域保健連携推進事業連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 児童生徒の心身の健康問題に関すること。
- (2) 児童生徒の心身の健康相談活動に関すること。
- (3) 児童生徒の健康問題に係る学校及び地域保健等との連携に関すること。
- (4) その他連絡協議会が必要と認める事業

### (組織)

第3条 連絡協議会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、教育次長（保健体育課担当）の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、保健体育課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、教育長が委嘱する別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (部会)

第5条 連絡協議会に健康相談活動支援部会及び健康調査部会を設置する。

- 2 部員は、教育長が委嘱する者をもって充てる。
- 3 部会は、連絡協議会から委任される専門的事務に従事する。

### (任期)

第6条 委員及び部員の任期は1年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、保健体育課に置く。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成16年5月31日から施行する。

平成16年度学校・地域連携推進事業連絡協議会委員名簿

NO	関係機関(団体)	氏名	所属(役職)
1	行政関係	仲宗根 用英	県教育委員会(保健体育課担当次長)
2	行政関係	瑞慶覧 長行	県教育庁保健体育課長
3	行政関係	仲宗根 正	県健康増進課長
4	医療関係	稲田 隆司	かいメンタルクリニック(院長:精神科医)
5	医療関係	野原 薫	のはら小児科医院(院長:学校保健技師)
6	医療関係	上原 真理子	中央保健所健康推進課長(医師)
7	医療関係	玉城 弘美	那覇市青少年センター主任相談員(臨床心理士)
8	教育関係	仲松 鈴子	勝連町立南原小学校(校長:県学校保健会理事)
9	教育関係	米須 良成	読谷村立読谷中学校(校長:県学校保健会理事)
10	教育関係	当真 功	県立豊見城高等学校(校長:県学校保健会理事長)
11	教育関係	友利 和子	那覇市立城北中学校(養護教諭代表)

## 学校・地域保健連携推進事業推進体制図

学校・地域保健連携推進事業連絡協議会	
構成員	精神科医 保健所医師、臨床心理士、小・中 高校長、養護教諭代表、健康増進課長、教 育次長、保健体育課長、 小児科医（保健技師） 計 11名
開催日	6月、2月

事務局（保健体育課）	
構成員	副参事 主任指導主事 担当主事

健康相談活動支援部会	
構成員	精神科医（6名） 臨床心理士（3名）
開催日	学校派遣調整会議 7月 学校派遣 9月～1月

健康調査部会	
構成員	小・中・高養護教諭（9名） 研究主事（1名）
開催日	7月、8月（3回）、9月、 10月、11月、12月

## 学校・地域保健連携推進事業実施計画

### 1. 趣 旨

児童生徒の心身の健康問題（アレルギー・性・感染症・不登校・保健室登校・いじめ・飲酒・薬物・喫煙等）へ対応し、健康教育の充実を図るためには地域保健等との連携が重要である。

そのため、連絡協議会を設置し、本事業推進の方策及び地域保健等との連携のあり方について協議する。

### 2. 目 標

- (1) 心の健康問題（不登校・保健室登校・いじめ・精神的疾患等）の支援について、前期事業「健康相談活動支援体制事業」の成果を生かし、精神科医・臨床心理士の学校派遣を継続して実施する。
- (2) 「心身の健康に関する調査」を実施し、本県の児童生徒の健康問題を明らかにする。
- (3) 児童生徒の健康づくりにおける学校・地域保健等の連携のあり方について協議する。

### 3. 内 容

- (1) 「学校・地域保健連携推進事業連絡協議会」の設置・開催  
本事業推進の方策や学校・地域保健の連携・協力のあり方等について協議を行う。
- (2) 「健康相談活動支援部会」の設置、「派遣調整会議」の開催  
児童生徒の心の健康問題解決の支援策として、精神科医・臨床心理士を要請のあった学校へ派遣し指導・助言にあたる。  
派遣校及び派遣者の決定は、「派遣調整会議」で行う。
- (3) 「健康調査部会」の設置・開催  
「心身の健康に関する調査」を実施し本県児童生徒の心身の健康問題を明らかにする。  
調査の集計・分析を行い報告書にまとめる。

### 4. 組 織

- (1) 「学校・地域保健連携推進事業連絡協議会」  
教育次長・保健体育課長・健康増進課長・精神科医・学校保健技師・保健所医師・臨床心理士・小中高校長・養護教諭代表、各々1名の計11名で構成する。  
年2回（6月・2月）開催し、本事業推進の方策や学校・地域保健等の連携・協力のあり方等について協議を行う。
- (2) 「健康相談活動支援部会」  
精神科医6名、臨床心理士3名計9名で構成する。  
派遣調整会議において派遣校及び派遣者について調整し、9月から1月の間に派遣を行う。

(3) 「健康調査部会」

小・中・高校の養護教諭と教育センター研究主事の10名で構成し、「心身の健康に関する調査」の集計・分析を行う。また、報告書の編集作業にあたる。年8回開催(夏季休業中に3回・課業中の勤務終了後に5回)する。

5. 各組織の計画

(1) 「学校・地域保健連携推進事業連絡協議会」

① 第1回連絡協議会(6月中旬)

連絡協議会発足、委嘱決定、事業計画案検討・承認

② 第2回連絡会議(2月中旬)

事業の総括、次年度の事業計画案の検討

(2) 「健康相談活動支援部会」

連絡調整会議を7月下旬に開催し、派遣校の選定及び派遣者の決定を行う。

1人2校担当し1校3回の派遣を行い、9月から派遣を開始し1月には終了する。

派遣経過報告会は開催せず、派遣終了後に指導者及び派遣を受けた学校は、実施報告書を提出する。(1月下旬～2月上旬)

(3) 「健康調査部会」

小・中・高の養護教諭と教育センター研究主事の10名で構成し、調査の集計・分析及び報告書の編集等を行う。

6月中旬 調査項目・方法等の検討、調査用紙作成

7月上旬 各学校へ調査用紙の配布

8月中旬(3回) 調査集計・分析、まとめ

9月～12月 報告書の編集・作成

6. その他

1月 報告書の原稿作成・発注

3月 報告書の発行

平成16年度「学校・地域保健連携推進事業」役割・日程

	連絡協議会	健康相談活動支援部会	健康調査部会
役割	<p>本事業の方策について協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の心身の健康問題に関すること</li> <li>・児童生徒の心身の健康相談活動に関すること</li> <li>・学校及び地域保健等の連携に関すること</li> </ul>	<p>連絡協議会で具体化された支援方策に基づき、学校からの要請に応じて、学校へ出向き、健康相談活動に関し指導・助言を行う。</p>	<p>本県の心身の健康の実態を把握するため、「心身の健康に関する調査」を行う。 調査結果を集計・分析し、報告書を作成する。</p>
構成員	<p>行政関係 (教育次長、健康増進課長、保健体育課長)</p> <p>医療関係 (精神科医、学校保健技師、保健所医師、臨床心理士)</p> <p>教育関係 (小・中・高校長、養護教諭代表)</p> <p style="text-align: right;">計 11名</p>	<p>精神科医 6名 臨床心理士 3名</p> <p style="text-align: right;">計 9名</p>	<p>養護教諭 (小) 3名 養護教諭 (中) 3名 養護教諭 (高) 3名 県立総合教育センター研究主事 1名</p> <p style="text-align: right;">計 10名</p>
6月	第1回連絡協議会 (6/17)		部会(6/25)項目の検討
7月		学校派遣調整会議	調査実施
8月			部会 (3回) 調査の集計・分析
9月		学校派遣開始	報告書の作成
10月			
11月			
12月			
1月		実施報告書提出	(報告書印刷・製本)
2月	第2回連絡協議会		
3月			(報告書作成・配付)

平成16年度第10回県教育委員会会議  
教育長報告

1 報告事項

平成17年度沖縄県公立学校管理職候補者選考試験応募状況について

2 応募の状況

総受験者数は、前年度より5人の減少となっている。受験者数減で著しいのが小学校教頭受験者の22人減であり、3年連続の減となっている。続いて特殊教育諸学校校長受験者の3人減、同教頭の2人減(計27人減)となっている。逆に、高校校長受験者が12人の増に転じており、中学教頭5人増、高校教頭3人増、小・中校長の2人増(計22人増)となっている。校種別による応募状況は、以下のとおりである。

◎ 応募者数内訳

校 種	年 度	男	女	計
(1)小・中学校校長	H17年度	148	51	199
	H16年度	147	50	197
	H15年度	150	44	194
(2)小学校教頭	H17年度	106	39	145
	H16年度	120	47	167
	H15年度	134	38	172
(3)中学校教頭	H17年度	79	23	102
	H16年度	75	22	97
	H15年度	79	23	102
(4)特殊教育諸学校校長	H17年度	9	1	10
	H16年度	10	3	13
	H15年度	6	2	8
(5)特殊教育諸学校教頭	H17年度	13	2	15
	H16年度	14	3	17
	H15年度	9	3	12
(6)高等学校校長	H17年度	64	2	66
	H16年度	51	3	54
	H15年度	58	2	60
(7)高等学校教頭	H17年度	72	9	81
	H16年度	71	7	78
	H15年度	79	8	87
合 計	H17年度	491	127	618
	H16年度	488	135	623
	H15年度	515	120	635